

第三十五号議案

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年六月二十三日

提出者

江戸川区長 多田正見

江戸川区立児童遊園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
別表江戸川区立つばき児童遊園の項を削る。

条例第十一号)の一部を次のように改正する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

( 説 明 )  
土地所有者からの返還の申出により、江戸川区立つばき児童遊園を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。